町長選挙における立候補予定者説明会について

問 選挙管理委員会（内線 1102）

令和３年２月25日任期満了による町長選挙が２月９日㈫告示、２月14日㈰投票で行われます。なお、手続き等に関する説明会を次のとおり開催いたします。

■**日時**　令和３年１月７日㈭　午前10時
■**場所**　川俣町役場３階大会議室
■**内容**　立候補届出の手続き、選挙運動について
■**その他**　出席人員は会場の都合上、立候補予定者ごとに２名以内とします。

■**禁止されている選挙運動**

・事前運動の禁止

公職選挙法では公正な選挙のために、選挙の告示があり立候補の届出を済ませてから、投票の前日までの期間を除き、選挙運動をしてはいけないと定めています。このため、それ以前の選挙運動は、事前運動として禁止されます。

・戸別訪問の禁止

選挙運動のために、選挙人（有権者）の居宅を訪ねて投票を依頼したり、または投票させないように依頼することは、すべて禁止されています。戸別訪問は、単に家、居宅に限定されず、会社、工場や勤務先を訪問することも戸別訪問となり違反になります。

・買収、供応等の禁止

選挙運動のためにお金を配ったり、料理、弁当、酒類などの飲食物をごちそうしたりされたり、また候補者、選挙人、選挙運動員をおどかしたり、演説、集会、交通等を妨害したり、選挙用ポスターを破いたりして、選挙の自由を妨げると処罰されます。

・陣中見舞いも選挙違反

だれでも選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義でも禁止されます。

例えば、候補者が選挙運動員の慰労のために酒類を与えること。また、第三者がいわゆる陣中見舞いとして候補者や選挙運動員に酒や料理を提供することなどの飲食物の提供は、一切禁止されています。

第72回人権週間は12月４日から

問 町民税務課 町民係（内線 1305）

福島地方法務局及び福島県人権擁護委員連合会では、12月４日から10日までを「第72回人権週間」とし、当該週間を中心に積極的な啓発活動及び相談活動を行います。また、人権週間に限らず、電話相談を実施していますので、悩み事がありましたら下記ダイヤルにお電話ください。

〇みんなの人権110番　（℡0570-003-110）
〇子どもの人権110番　（℡0120-007-110）
〇女性の人権ホットライン（℡0570-070-810）

冬は水道管の凍結にご注意ください！

問 建設水道課 水道室（内線 1604）

毎年12月から２月にかけて、水道管が凍結して破裂する事故が多発しています。水道管が凍結すると、思わぬ費用がかかってしまうので注意しましょう。

令和３年度川俣町任期付職員募集

問 総務課 総務係（内線 1102）

■**応募資格**

・大学または大学院において、考古学または文化財学など埋蔵文化財等に関係する学科の課程を卒業（終了）した方
・埋蔵文化財の発掘調査の実務経験を有する方

■**募集人員**　学芸員（埋蔵文化財）　１名
■**受付期間**　12月１日㈫～12月15日㈫
■**申込方法**　募集要項のとおり（町ホームページに掲載中）※総務課窓口でも配布いたします。
■**選考方法**　書類選考（一次選考）、面接選考（二次選考）※面接は一次選考通過者のみ行います

「家屋の除去届」、「家屋の所有者変更届」を忘れずに

問 町民税務課 税務係（内線 1302）

住宅・物置・工場・倉庫等の建物を取り壊した場合には、必ず「家屋の除去届」を提出してください。（登記されている建物で、取り壊した年の12月末日までに滅失の登記が完了される場合には、「家屋の除去届」の提出は不要です。）届出がない場合、家屋課税台帳から抹消されず、翌年度以降も固定資産税が課税されます。

また、登記されていない建物で、所有者の変更（相続・売買・贈与など）があった場合にも、必ず「家屋の所有者変更届」を提出してください。届出がない場合、翌年度以降も変更前の所有者に固定資産税が課税されます。税務係に所定の届出用紙がありますので、12月28日までに忘れずに届出をお願いします。

農業経営収入保険のご案内

問 福島県農業共済組合県北支所（℡544-2711）

保険期間の農業収入が、基準収入（青色申告を基に設定）の９割を下回ったときに下回った額の最大９割を補てん！

新規加入される方で、新型コロナウィルス感染症の影響で、令和２年の収入が過去の収入より10％以上減少した方には、福島県が保険料の1/3を助成します！

Kawamata
暮らしの手帳

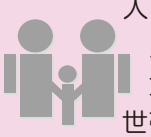
・人の動き
・今月の納税
・在宅当番医



12月

人の動き -population-

令和2年11月1日現在（前月比）



人口	12,639	（－38）
男	6,403	（－19）
女	6,236	（－19）
世帯	5,379	（－9）

今月の納税 -tax payment-

固定資産税3期
国民健康保険税普通徴収6期
介護保険料普通徴収6期
後期高齢者医療保険料普通徴収5期

納期限は12月25日㈮です。

在宅当番医 -doctor-

◇◇◇ 12月 ◇◇◇

6日	あんざい整形外クリニック	TEL 565-3511
13日	済生会川俣病院	TEL 566-2323
20日	村上医院	TEL 565-3637
27日	むとうこどもクリニック	TEL 565-2435
30日	鈴木内科医院	TEL 565-2688
31日	済生会川俣病院	TEL 566-2323

◇◇◇ 1月 ◇◇◇

1日	済生会春日診療所	TEL 566-2707
2日	佐藤医院	TEL 566-2321
3日	あんざい整形外クリニック	TEL 565-3511
10日	村上医院	TEL 565-3637
11日	むとうこどもクリニック	TEL 565-2435
17日	済生会川俣病院	TEL 566-2323
24日	鈴木内科医院	TEL 565-2688
31日	済生会春日診療所	TEL 566-2707

※あんざい整形外科クリニックには、2名（整形外科、内科含む）の医師が在所しています（在宅当番医時のみ）。
※かかりつけの病院の年末年始の休日については、直接病院へお問い合わせください。



行　政



確認しましょう！
年末年始の町の業務

◆火葬業務　1月1日㈮休業
町民税務課　生活環境係（内線1307）
※1月2日㈯・3日㈰は町内の方のみ受け付けます。

◆ごみ収集　12月31日㈭～1月3日㈰休業
町民税務課　生活環境係（内線1307）
伊達地方衛生処理組合清掃センター（TEL 582-2051）
伊達地方衛生処理組合清掃センターでは、12月29日㈰・30日㈪に家庭から出るごみの自己搬入を受入れます（受付時間は、午前8時40分～午前11時30分、午後1時～午後4時です。なお、30日㈪は午後3時で終了します）。搬入時は、本人確認のため、運転免許証等の提示をお願いします。

◆し尿収集　12月29日㈫～1月3日㈰休業
川俣方部衛生処理組合（TEL 565-2720）
※休業期間の前後は混み合いますので、お早めにお申し込みください。

今月の行政相談

問 総務課 文書広報係（内線1104）

■**日時**　12月15日㈫　午後1時30分～4時
■**場所**　川俣町役場1階　相談室1
■**行政相談員**　神野幸一相談委員（TEL 566-3978）
斎藤幸子相談委員（TEL 566-4020）
※電話でも受け付けています。

ジョブプランナーによる就職相談会

問 産業課 商工交流係（内線1505）

■**日時**　12月24日㈭　午後1時～3時
■**場所**　川俣町役場1階　相談室1
■**対象者**　川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。

雇用維持補助金の延長について

問 産業課 商工交流係（内線1505）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている製造業・建設業を営む事業者に対する雇用維持補助金の申請期間を12月28日㈪まで延長いたします。
詳細はコロナウイルス広報に記載しております。